

居宅介護支援重要事項説明書

< 令和 年 月 日 現在 >

当事業所が提供するサービスについての相談提供窓口

電 話：０７８－９３４－８２５６

受付時間：月曜日～土曜日 ９時～１７時まで

担 当 _____

１．（株）ケアネット明石サービスセンターの概要

１）事業所の名称、所在地等

事業所名	(株)ケアネット明石サービスセンター
所在地	明石市大久保町大窪１８２６－１４
介護保険事業所番号	２８７２０００７４６
事業所の種類	指定居宅介護事業所
設立年月日	平成１２年１０月１３日
管理者	太田真紀
電 話	(０７８) ９３４－８２５６
F A X	(０７８) ９３４－０５８４
通常の事業の実施地域	明石市・神戸市西区・加古郡（播磨町・稲美町） 加古川市（志方町を除く）

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

２）事業所の職員体制

区 分	常 勤	非常勤
管理者	１ 名	
介護支援専門員	３ 名	

３）営業日、営業時間

営業日	月曜日 ～ 土曜日 （但し、祝日 12 月 30 日～1 月 3 日は休みます）
営業時間	９ 時 ～ １ ７ 時
24 時間連絡可能な体制について	080-8536-6914 は、24 時間連絡可能です。 ただし、4 名のケアマネージャーがひと月毎輪番で携帯します。

2. 居宅介護支援の内容、提供方法

(1) 居宅サービスの作成

次の事項を介護支援専門員に担当させます。

- ①利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ②当該地域における複数の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、別紙のとおり過去6か月のサービス割合、同一事業所提供割合について説明します。
- ③提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを選択する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
サービス計画に盛り込んだサービス事業所の選択理由について利用者に説明します。
- ④居宅サービス計画の原案に位置づけた、指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。
- ⑥ひとり暮らしの利用者が入院・入所等の状況になった場合、関係者と情報共有し、連携します。

(2) 経過観察・再評価

居宅サービス計画作成後、次の項目を介護支援専門員に担当させます。

- ①利用者及びその家族に毎月訪問し、経過の把握に努めます。
- ②居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

3. 利用料金

(1) 利用料

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

*保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者には払われない場合、1ヶ月につき要介護度別に次の利用料金を頂きます。その後、当社からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日住民票のある市町村に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

- | | |
|--------------|---------|
| 1. 要介護 1・2 | 11,316円 |
| 2. 要介護 3・4・5 | 14,703円 |

ただし、新規にサービス計画を策定した場合及び要介護状態区分が2段階以上の変更認定を受けた場合には、3,126円が上記料金に初回月のみ加算されます。

(2) その他の費用

内 容	金 額	説 明
申請代行料	無 料	要介護認定の申請代行に係る費用については無料です。
本契約の解約料	6,500円	解約の申出により直ちにこの契約を解約する場合には、原則として解約料が必要となります。
交 通 費	無 料	サービス地域内にお住まいの方
	実費相当分	サービス地域外にお住まいの方実費分が必要になります 片道10キロメートル未満 300円 片道10キロメートル以上、5キロ迄毎に100円それぞれ加算いたします。
サービス提供実施 コピー等記録代金	コピー料金 1枚20円	サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合にコピー料金等の実費が必要となります。

4. 当事業所の居宅介護支援の目的と運営方針

(1) 事業の目的

要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うと共に、要介護者等が介護保険施設の入居を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

(2) 運営の方針

- ①利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。
- ②利用者の心身、環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切なサービスが得られるよう支援する。
- ③利用者の意志又は、人格を尊重し常に利用者の立場に立って、サービス等が特定の種類又は、特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。

(3) サービスご利用のために

事 項	対 応
担当介護支援専門員の変更	変更を希望される方はお申し出下さい
介護支援専門員への研修の実施	年1回以上実施しています

(4) 高齢者虐待防止のための措置

- ①本事業所は、利用者の人格を尊重したサービス実施を行うとともに、関係法令に基づき虐待防止委員会を設置し、虐待の防止に必要な措置を講じます。
- ②サービス利用者が、**自社職員を含む他者から**虐待を受けているおそれがあると推定される場合は、虐待防止委員および現場責任者が速やかに対応すると共に、関係行政機関ならびに必要なサービス機関と連携し、直ちに虐待被害の防止に努めるものとする。

(5) 損害賠償について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。但し、事業者の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(6) サービス内容に関する相談・苦情

- ①事業所ご利用お客さま相談・苦情担当
当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。
電 話 078-934-8256 (受付時間：月曜日～土曜日 9時～17時まで)
苦情処理担当責任者 村上 学 苦情処理担当者 太田 真紀

- ②その他
当社以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名	明石市高齢者総合支援室	電話	078-918-5091
------	-------------	----	--------------

5. 当社の概要

名称・法人種別	株式会社 ケアネット
代表者役職・氏名	代表取締役社長 佐藤 彰彦
本社所在地	川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
事業者所数	居宅介護支援 12カ所
	訪問介護 9カ所
	通所介護 10カ所
	福祉用具貸与 3カ所
	短期入所生活介護 4カ所
	認知症対応型共同生活介護 2カ所

6. 緊急連絡先

お名前(続柄)	ご住所	お電話番号
①		
②		

7. その他

医療機関に入院される場合は、病院に担当介護支援専門員の氏名・連絡先をお伝えください。

令和 年 月 日

村上 学 印

氏 名

令和 年 月 日

〈氏名〉 印

〈氏名〉 印